

総合研究開発機構（N I R A）について

平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日
内 閣 府

目 次

1	事業の絞込みの方向	1
2	民間シンクタンクでは手がけ難い政策研究	2
3	地方の政策形成力の向上に資する研究	3
4	他の調査研究機関との違い	4
5	研究の評価のあり方	5
6	研究の評価の流れ	6

1 事業の絞込みの方向

「政策競争時代」において、我が国の政策構想力を高める『知識の公共インフラ』としての機能を果たす。

(1) 民間シンクタンクでは手がけ難い政策研究

- 官を補完する公的立場からの政策研究
(公的なシンクタンクとしての研究、国が直接行うことが困難な国・地域との研究)
- 公益性、政策性の高い業際的・先駆的課題のコーディネート
(多領域にわたる、あるいは境界上にある、または先駆的な政策課題についての研究)
- 成果を誰もが活用できる「公開型」の研究
(研究成果、政策情報の分析・評価、政策論議の公開)

(2) 地方の政策形成力の向上に資する研究

- 地方公共団体等とNIRAとの共同研究の推進と人材交流の活発化
- 政策ネットワークの構築とコンテンツの充実を踏まえた政策選択肢の提案
- 地方レベルの優れた政策研究や地域活性化研究への助成

2 民間シンクタンクでは手がけ難い政策研究

(1) 官を補完する公的立場からの政策研究

公的なシンクタンクとしての研究、国が直接行うことが困難な国・地域との研究を実施
実績としては以下のとおり

- **日本・中国・韓国の経済協力に関する共同研究**

平成11年11月、ASEAN+3の会合で開かれた日中韓首脳会合（小淵総理、朱鎔基首相、金大中大統領）での合意を受け、日中韓3国のFTAについて、NIRA、国務院発展研究中心（中国）、対外経済政策研究院（韓国）が共同研究を実施

- **北太平洋学術交流会議（北朝鮮との研究交流）**

NIRA主催の北太平洋学術会議（全15回開催）において、日、米、加、露、中、韓、北朝鮮、モンゴルのシンクタンクの研究者によるセミナーと公開フォーラムを実施。

(2) 公益性、政策性の高い業際的・先駆的課題のコーディネート

多領域にわたる、あるいは境界上にある、または先駆的な政策課題についての研究を実施
実績としては以下のとおり

- **人口減少と総合国力に関する研究**

日本の「総合国力」を維持・強化するための戦略を示すため、平成15年12月に研究を開始、平成16年3月に『人口減少は総合国力を低下させることに加え、総合国力の低下がさらなる少子化をもたらすことを指摘。危機的な人口減少に歯止めをかける「少子化抑制戦略」と、人口減少に適応した社会を作る「人口減少適応戦略」の2つの基本戦略が必要』との中間報告を公表し、最終報告を平成16年6月に取りまとめ

3 地方の政策形成力の向上に資する研究

(1) 地方公共団体等とNIRAとの共同研究の推進と人材交流の活発化

国における政策形成の動向と連携しつつ、地方の特性に応じた政策形成に資するため、共同研究を実施。例えば、

- 地方における地域再生の提案（広域観光振興等）やそのための制度改革の研究（地方における政策形成力の向上を支援）
- 地方における規制改革や市場化テストの導入可能性の研究（地方における「官から民へ」の流れを支援）
- 広域行政のあり方、都道府県と市町村の機能分担の研究（地方における行政改革の流れを支援）

(2) 政策ネットワークの構築とコンテンツの充実を踏まえた政策選択肢の提案

地方との政策ネットワークを活用し、行政サービスの自治体間比較を踏まえた地方公共団体の状況に応じた政策選択肢の提案。例えば、

- 地方公共団体、地方シンクタンク及びNIRA等をメンバーとした「都市行政評価ネットワーク会議」を活用し、行政サービスの効率化等地方自治体経営を分析。その上で、地方公共団体の個別の状況に応じた行政運営についてのベストプラクティスを提案

(3) 地方レベルの優れた政策研究や地域活性化研究への助成

地方レベルの優れた政策研究や地域活性化研究に絞った、地方シンクタンクへの研究助成を実施

4 他の調査研究機関との違い

(1) 政府の研究機関との違い

以下のような政府にはない特色を活かして、政府の取り組みを補完する

- 各府省のように法律で所掌事務が限定されないこと、機動的・弾力的人的編成が可能なことを活かして、業際的・先駆的課題に対応できること
- 薬害問題など国が当事者である政策性の高い課題について、従来の方針にとらわれない視点からの研究ができること
- 国が直接行うことが困難な国・地域とも研究交流を進められること

(2) 既存の民間シンクタンクとの違い

財務基盤が国、地方公共団体、民間の三者の資金から構成されていることとも相互に関連し、

- 公益性、政策性に着目した政策研究を推進すること
- 地方シンクタンクの育成や地方の政策形成力の向上に資する政策研究を推進すること
- 研究成果を幅広く公開すること

を最大の使命とする

5 研究の評価のあり方－研究の“質”の向上に向けて－

- (1) PDCAサイクルの確立（事前・事後のチェックとフィードバック）
- (2) 第三者評価機関の設置と評価基準の策定

現行NIRA

(1) 内部評価

- 常勤役員（理事長を除く）及び部長クラス職員を構成員とする部内委員会による評価

(2) 第三者評価

- 研究ごとに個別に書面等による評価を依頼

※ 平成14年度から16年度までに11件実施

研究の評価を
充実し、フィー
ドバックするシ
ステムを確立

新生NIRA

(1) 内部評価

- 常勤役員（理事長を除く）及び部長クラス職員を構成員とする部内委員会による評価

(2) 第三者評価

- NIRAに政策研究に関し専門的な識見を有する委員からなる研究評価委員会（仮称）を設置
- 研究評価委員会は、研究の達成状況・質などを評価する評価基準を定め、研究評価委員会は、評価基準に従い、研究の事前・事後の評価、勧告及び結果の公表を行う

6 研究の評価の流れ

事前CHECK

- 研究評価委員会による、評価基準に従った研究の評価、勧告

PLAN

- 研究計画の作成
 - ・研究テーマ
 - ・達成すべき研究成果目標
 - ・研究の進め方(研究体制、工程、予算)等

DO

- 研究計画に基づいた研究の実施

ACTION

- 研究評価委員会の研究の評価等を踏まえ、研究計画の見直し

事後CHECK

- 研究評価委員会による、評価基準に従った研究の評価、勧告及び結果の公表